

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は特定公的給付の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金、令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和6年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)に関する事務 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。</p> <p>(2)令和6年度定額減税補足給付金に関する事務 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、1万円単位で切り上げた差額の給付事務を行う。</p> <p>(3)低所得世帯支援給付金に関する事務 令和6年度国の補正に伴い物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和6年度個人住民税非課税世帯に対し3万円、当該世帯の番号も1人あたり2万円を給付を支給する事務を行う。</p> <p>(4)定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務 デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金(不足額給付)を支給する事務 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者や、本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者へ支給を行う。</p> <p>(5)佐伯市物価高騰対策支援給付金に関する事務 物価高騰を受けた低所得世帯に対し、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組みとして、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を支援するため、1世帯あたり1.5万円の給付金を支給する。</p>
③システムの名称	Acrocity、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、住登外宛名番号管理機能
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得者支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の135 の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市福祉保健部社会福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-4150
9. 規則第9条第2項の適用	[<input type="checkbox"/>]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、申請期限時日に更新
令和7年1月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、申請期限時日に更新
令和7年1月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	新設	十分である マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。	事後	様式変更に伴う記載追加
令和7年1月15日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新
令和7年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	9) 従業員に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う記載追加
令和7年1月15日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	新設	十分である 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。	事後	様式変更に伴う記載追加
令和7年11月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ	Acrocity、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、住登外宛番号管理機能	事前	基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年11月17日	事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金、令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和6年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)に関する事務 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。 (2)令和6年度定額減税補足給付金に関する事務 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、1万円単位で切り上げた差額の給付金を支給する。	変更前の記載に以下の項目を追加する。 (3)低所得世帯支援給付金に関する事務 令和6年度国の補正に伴い物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和6年度個人住民税非課税世帯に対し3万円、当該世帯のこども1人あたり2万円を給付を支給する事務を行う。 (4)定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務 デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金(不足額給付)を支給する事務 当初調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者や、本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者へ支給を行う。	事後	新たな給付金支給に伴う変更
令和7年11月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、申請期限時日に更新
令和7年11月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、申請期限時日に更新
令和8年3月27日	事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金、令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和6年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)に関する事務 (2)令和6年度定額減税補足給付金に関する事務 以下略 (3)低所得世帯支援給付金に関する事務 以下略 (4)定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務 以下略	変更前の記載に以下の項目を追加する。 (5)佐伯市物価高騰対策支援給付金に関する事務 物価高騰を受けた低所得世帯に対し、地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組みとして、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を支援するため、1世帯あたり1.5万円の給付金を支給する。	事前	新たな給付金支給事務に伴う追加
令和8年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	令和8年3月24日 時点	事前	評価書の見直しに伴い更新
令和8年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	令和8年3月24日 時点	事前	評価書の見直しに伴い更新